

スポーツ合宿誘致事業助成要綱

1. 助成概要

この助成要綱は、稚内市(以下「本市」という。)において実施される、各種スポーツ合宿団体(以下「団体」という。)に対して行う助成内容について、以下の通り定めるものとする。

2. 助成対象

- (1)団体の構成人数が 5 人以上で、本市において 2 泊以上の合宿を実施した本市以外の団体
- (2)前項の規定に関わらず、特に会長が認める団体（構成人数が 5 人未満又は、2 泊以下の場合等）

3. 助成内容

(1)宿泊費

- ①1 人当りの宿泊費に対し、その費用の 1/2 の額を助成する。ただし、1 人当りの助成上限額は 3,000 円とする。
- ②団体への助成金額は、1 人当りの助成単価×団体人数×実宿泊数にて算出した額とする。
- ③団体への助成上限額は、公共宿泊施設(少年自然の家等)が 200,000 円、民間宿泊施設(旅館、ホテル等)を 300,000 円とする。ただし、公共宿泊施設を利用する団体の引率指導者が民間宿泊施設を利用する場合の助成上限額は 100,000 円とする。
- ④道外からの団体が民間宿泊施設を利用した場合の助成上限額は 500,000 円とする。ただし、社会人団体は除く。
- ⑤団体への助成金総額が助成上限額を超えた場合は、上限額を助成する。
- ⑥助成金の支払いは、原則として直接宿泊先に支払うものとする。

(2)栄養費

- ①栄養費は、団体の延べ宿泊数に応じて、スポーツドリンク及び地元特産物等の現物を支給する。
- ②延べ宿泊数に対する現物の支給額は次の通りとする。

延べ宿泊数	支給額
50 泊以下	10,000 円以内
51 泊～100 泊まで	15,000 円以内
101 泊～200 泊まで	20,000 円以内
201 泊以上	25,000 円以内

(3)交通費

- ①団体が、本市までの道内移動のためにバスを借上げる場合、片道 15,000 円を助成する。
- ②団体が、本市までの道内移動のために JR または都市間バスを利用する場合、1 人当たり 1,000 円を助成する。ただし、団体への助成上限額は 30,000 円とする。

(4)温泉入館料

- ①高校生以上が温泉童夢を利用する場合、1人当たり1回300円の助成をする。
- ②中学生以下が温泉童夢を利用する場合、1人当たり1回100円の助成をする。

4. 講習会開催による謝礼

合宿期間中、本市スポーツ団体に所属する青少年等に対し、団体指導者が講師となって実技講習会等を実施した場合、次の通り謝礼金を支払う。

講師	謝礼金額
高校以下を指導する監督・コーチ	20,000円
大学生を指導する監督・コーチ	30,000円
社会人・プロに所属する監督・コーチ	40,000円

附 則

- 1. この要綱は、平成22年4月28日から施行する
- 2. この要綱は、平成23年4月20日から改正施行する。
- 3. この要綱は、平成27年4月16日から改正施行する。